

鳥取環境大学の公立大学法人化後最初の学長兼理事長の選考について

1 概要・趣旨

地方独立行政法人法及び公立大学法人鳥取環境大学定款の規定により、公立大学法人化後最初の学長兼理事長の任命は、法人の申出に基づくことなく、設置者である知事及び市長の協議により定めることとなっているが、広く外部の方の御意見を伺いながら学長兼理事長の選定を行うため、公立大学法人移行後の学長兼理事長の選考方法に準じた選考手続を行う。

2 選考メンバー

経営審議会及び教育研究審議会メンバー予定者から6人
(それぞれの審議会から3人ずつを予定)

3 選考の方法

設置者が求める適格要件を参考にしていただくとともに、候補者からの所信の聞き取りなどを行い、選考を行う。

※学長兼理事長は、教職員の代表というだけでなく、県民・市民の付託を受けた公立大学の代表者として県民等の思いを十分に受け止めることができることが重要であり、公立化後の教職員も全員在職していないことなどからも、大学教職員による意向調査は実施しない。

4 公立大学法人化後最初の学長兼理事長の適格要件

- (1) 人格が高潔で、学識が優れていること。
- (2) 大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
- (3) 鳥取環境大学の今までの課題をきちんと認識し、公立大学としての新生を完成できること。
- (4) 学部・学科改編の仕上げなど教学体制の大改革に対し、学内をまとめ、円滑に完成できること。
- (5) 教職員の意識改革を的確に実施しながら、学校法人から公立大学法人への円滑な移行を図ることができること。
- (6) 公立大学の運営責任者として、県民の意見に基づきながら、設置者（県・市）との調整・連携を十分とった運営ができること。

5 この度の選考に係る学長兼理事長の任期（地方独立行政法人法に基づく特例任期）

2年（通常任期は4年）

※特例任期は、公立大学法人化時の経過措置的な意味合いから通常任期より短い任期を定めたものであり、今回は、この特例任期を務める学長兼理事長についての選考を行う。